

令和6年度（2024年度）第1回吹田市介護保険施設等選定委員会 議事要旨

I 概要

1 開催日時

令和6年（2024年）7月10日（水）午後2時10分から午後3時46分まで

2 開催場所

吹田市文化会館集会室及びオンライン

3 出席者

（1）委員（全員オンライン出席）

1号委員

2号委員

3号委員

4号委員

5号委員

（2）事務局職員

ア 福祉部

梅森部長、田畑次長

イ 高齢福祉室

竹本室長、村尾参事、下村主幹、原口主査、糸川主任

II 次第

1 開会

2 福祉部長あいさつ

3 委員紹介・事務局職員紹介

4 委員長、職務代理者の選任

5 諮問等

6 案件

（1）吹田市指定地域密着型サービス事業者の選定スケジュールについて

（2）吹田市指定地域密着型サービス事業者選定基準について

（3）プレゼンテーション審査の実施方法について

（4）吹田市指定地域密着型サービス事業者募集要項について

7 答申

8 その他

9 閉会

III 議事要旨

1 開会（14:10）

○事務局 それでは、お揃いになりましたので、ただ今から令和6年度第1回吹田市介護保険施設等選定委員会を開催させていただきます。本日、司会を務めさせていただきます高齢福祉室

主任の糸川でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。なお、本選定委員会につきましては、吹田市情報公開条例第7条第4号（公開することにより、事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められるもの）に該当するため、会議は非公開といたしますので、よろしくお願いいたします。また、本委員会の内容につきましては、終了後の議事録作成のため、録音させていただきます。よろしくお願いいたします。では、本日の資料の確認をさせていただきます。

（配付資料の確認）

2 福祉部長あいさつ（14:13）

○事務局 次に、第1回の委員会開催にあたりまして、福祉部長の梅森から御挨拶を申し上げます。

（部長あいさつ）

3 委員紹介・事務局職員紹介（14:16）

○事務局 それでは、本日は、初年度の第1回目の選定委員会ですので、委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。資料につきましては、参考資料1の委員名簿を御覧ください。

（委員紹介）

次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

（事務局紹介）

4 委員長、職務代理者の選任（14:21）

○事務局 それでは、次第「4 委員長・職務代理者の選任」をお願いしたいと存じます。「選定委員会規則」第4条第1項にて、委員長は委員の互選、また、第3項にて、職務代理者は、委員長が指名することとなっておりますので、まず、委員長を選出していただきたいと思います。何か、御意見はございますでしょうか。

○委員 A委員にお願いしてはどうかと思います

○事務局 ただいま、委員長には「A委員」との御意見がございましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

（異議なし）

皆様、異議なしとのことですので、A委員には、恐縮ではございますが、委員長をお引き受けくださいますようお願い申し上げます。

次に、職務代理者の選出でございますが、委員長、どなたかを、御指名いただけますでしょうか。

○委員長 B委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

○事務局 ただいま、職務代理者には「B委員」との御指名がございましたので、B委員には、恐縮ではございますが、職務代理者をお引き受けくださいますようお願い申し上げます。

それでは、これより委員長に議事の進行をお願いしたいと存じます。委員長、よろしくお願いいたします。

（委員長あいさつ）

5 諮問等（14:26）

○委員長 では、早速でございますが、本日の選定委員会の審議に入りたいと思います。

審議する事項について、吹田市長より諮問を受けることにします。

(諮問)

ただいま諮問を受けました。では、審議の前に、本日の委員の出席の状況について、報告をお願いします。

○事務局 本委員会は、吹田市介護保険施設等選定委員会規則第5条第2項の規定により、委員の半数以上の出席が会議開催の成立要件となりますが、本日、委員総数5名中、出席者5名であることから、本委員会は成立していることを御報告いたします。なお、前後しますが、諮問書は後日、委員長にお送りいたします。その他の委員の皆様には写しをお送りいたします。

6 案件（１）吹田市指定地域密着型サービス事業者の選定スケジュールについて（14:31）

○委員長 では、早速でございますが、本日の選定委員会の審議に入りたいと思います。当委員会に対して、諮問があったとおり、吹田市指定地域密着型サービス事業者の選定スケジュール、選定基準、プレゼンテーション審査の実施方法、募集要項を審議事項とします。本日第1回の委員会にて審議の上、審議の結果を答申したいと考えています。それでは、諮問のありました内容の審議に入る前に、まずは事務局から今年度募集する事業について、概要の説明をお願いします。

○事務局 直接の審議事項ではございませんが、今年度募集する事業の概要について、説明させていただきます。資料1を御覧ください。資料のタイトルに「地域密着型サービス」とあります。地域密着型サービスとは、介護が必要となった場合でも可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を続けられるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスのことで、利用者は吹田市民に限定されており、吹田市が事業者の指定や監督を行っています。「1 募集する事業の概要」を御覧ください。今回、吹田市が募集する3種類の事業のサービス内容について簡単に説明させていただきます。認知症対応型共同生活介護です。こちらは、「認知症高齢者グループホーム」とも呼ばれております。認知症のため、介護を必要とする方が対象です。少人数で共同生活を営む住居で生活します。認知症の進行を遅らせ、できるだけ自立した生活を営むことができるよう、入浴などの介護、日常生活の世話や機能訓練を行います。看護小規模多機能型居宅介護です。こちらは、「かんたき」とも呼ばれております。通所、短期間の宿泊、訪問介護、訪問看護のサービスを提供します。定期巡回・随時対応型訪問介護看護です。こちらは、「定巡」とも呼ばれております。自宅で介護が必要な方に、定期的な巡回訪問をしたり、24時間随時通報を受けたりして、入浴や排せつ、食事などの介護や日常生活の世話をするサービスです。「(1) 今回募集する整備数」についてです。令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第9期吹田健やか年輪プラン」における各サービスの利用見込を元に必要整備数を設定しておりまして、3ユニット分の認知症高齢者グループホーム1か所、看護小規模多機能型居宅介護1か所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1か所の整備を第9期計画に規定しております。なお、第9期計画には規定しておりませんが、1ユニット分の認知症高齢者グループホーム1か所については、令和5年度末に急遽廃止となった施設の定員数を補うために募集するものです。「(2) 優先する整備圏域」についてです。優先する整備圏域は、事業ごとに第9期計画に規定されています。具体的なエリアは、御覧いただいている表のとおりです。文字どおり優先的に整備する圏域ですので、市全域での整備も可能です。今回の募集では、優先的に整備する圏域に当てはまる応募があった場合には、加点することとしております。加点方法などについては、後の案件である「選定基準」のところであらためて説明させていただき、御審議いただこうと考えています。「(3) 定員数」、「(4) 人員基準、設備基準及び運営基準／

介護報酬の額」については、お示ししているとおりです。募集する事業の概要説明は以上です。

○**委員長** 事務局から説明がありましたが、御質問等がございましたら、お受けしたいと思います。どなたかございませんか。無いようですので、次第のとおり、議事を進めたいと思います。案件（１）「吹田市指定地域密着型サービス事業者の選定スケジュール」について、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** 吹田市指定地域密着型サービスの選定スケジュールについて、説明させていただきます。資料１の「２ 募集のスケジュール（案）」を御覧ください。本日７月１０日の第１回の選定委員会にて、選定スケジュール・選定基準・審査方法・募集要項について、決定いただきます。「（１）募集要項の公表日」についてです。募集要項は７月２３日に、市のホームページにて掲載して公表したいと考えております。「（２）質問の受付期間」についてです。募集要項に対する質問は、７月２３日から８月９日まで電子メールにより受け付けたいと考えております。「（３）募集説明会」についてです。８月１日に、事業者に対してオンラインによる募集説明会を開催したいと考えております。「（４）質問に対する回答」についてです。受付期間に受けた質問とその回答は、随時、市のホームページに掲載したいと考えております。「（５）応募に係る提出期間の受付期間」についてです。応募に係る提出書類の受付期間は、８月１９日から９月３０日までの約１か月半程度設けたいと考えております。資料には記載がありませんが、１１月上旬又は中旬に、第２回の選定委員会を開催し、応募者から提出のあった書類の審査を行いたいと考えております。「（６）プレゼンテーション審査」についてです。１１月下旬に、第３回の選定委員会を開催し、プレゼンテーション審査を行い、事前協議対象者を選定いただきたいと思いますと考えております。なお、応募者数が多い等の場合は、プレゼンテーション審査日が２日間にわたる可能性があります。つきましては、今後、日程調整をさせていただきます際に、第３回の選定委員会については、予備日を含めた２日分を御予定いただくことになるかと思います。お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。「（７）選定結果の通知」についてです。１２月上旬に選定結果を通知したいと考えております。選定スケジュールの説明は以上です。

○**委員長** 事務局から説明がありましたが、御質問等がございましたら、お受けしたいと思います。どなたかございませんか。

委員が出席しなければならないスケジュール項目を教えてください。

○**事務局** 「２ 募集のスケジュール（案）」を御覧ください。「（６）プレゼンテーション審査」と「２ 募集のスケジュール（案）」には記載がありませんが、１１月上旬又は中旬頃に書類審査を行いたいと考えております。この２つとなります。

○**委員長** 他にございませんか。ないようですので、「選定スケジュール」については、原案どおり、了承してよろしいですか。

（異議なし）

では、次の案件に移ります。

6 案件（２）吹田市指定地域密着型サービス事業者選定基準について（14:41）

○**委員長** 案件（２）「吹田市指定地域密着型サービス事業者選定基準」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** 選定基準について説明させていただきます。資料２を御覧ください。この選定基準は

「1 目的」にありますように、地域密着型サービス事業者の事前協議対象者を決定するにあたり、応募者を適正に審査し、選定を行うために、定めるものです。選定方法につきましては、次の「2 応募者の審査及び事前協議対象者の選定について」にありますように、選定は本委員会で行うこと、審査に必要な書類を定められた期間に提出した応募者を対象とすること、審査方式は、本委員会による書類審査及びプレゼンテーション審査をすることとしております。次の「3 選定の基準」の一覧表を御覧ください。左から順に「選定項目」、「評価の視点」、「配点」としています。左端の選定項目は、「1 法人の基本方針」から3ページの「16 整備計画の推進」までの16項目となっており、表の真ん中の列である「評価の視点」を採点の基準として、選定項目ごとに採点いただきたいと思いますと考えております。右端の配点につきましては、項目ごとに設定しております。まずは、先に、自動採点となる項目について御説明いたします。3ページの選定項目の「16 整備計画の推進」を御覧ください。「優先的に整備する圏域」での整備計画に対して加点するものです。例を挙げて御説明します。4ページ上段の表を御覧ください。応募者の提案が、認知症高齢者グループホームを「山田・千里丘」の圏域で整備する計画であれば、その整備計画に3点を加点します。また、応募者の提案が、認知症高齢者グループホームと看護小規模多機能型居宅介護をそれぞれ別の建物で「千里山・佐井寺」の圏域、「千里ニュータウン・万博・阪大」の圏域で整備する計画であれば、それぞれの計画に3点を加点します。また、応募者の提案が、認知症高齢者グループホームと定期巡回・随時対応型訪問介護看護を、1つの建物で、「山田・千里丘」の圏域で整備する計画であれば、その整備計画に6点を加点します。整備計画のとらえ方については、のちほど「5 採点方法」、「6 事前協議対象者の選定方法」にて御説明いたします。2ページにお戻りください。16以外の、1から15までの選定項目等は、過去の選定委員会にて委員の皆様にご意見を賜りながら、策定したものをベースにしております。今回の事務局案は、1か所、変更させていただいたものとなっております。「6 衛生管理、感染症予防に向けた取組」を御覧ください。今回この項目の配点を、10点から5点とし、「9 人材確保のための取組」の配点を、5点から10点としました。事務局としては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されたことを受け、より人材確保の観点に重きを置きたいと考え手を加えさせていただきました。5ページを御覧ください。5ページ、6ページにつきましては、審査に必要な書類として、応募者が提出する書類を記載しております。審査書類の項目は、前回から変更はありませんが、複数の事業をそれぞれ別の拠点で実施する可能性があるため、項目「7 事業提案書」の備考に「複数の事業をそれぞれ別の拠点で実施する場合は、事業ごとに事業提案書を提出すること。」という文章を追記しました。7ページの「5 採点方法」を御覧ください。続きまして、採点方法を御説明いたします。採点方法につきましても前回と同じ考え方としています。(1)についてです。採点につきましては、先ほど選定基準で御説明した「評価の視点」をもとに採点することとします。(2)についてです。点数は、整数で1点以上をつけることとします。(3)についてです。原則、応募者の整備計画ごとに採点し、応募者の順位を決定することとします。(4)についてです。同一の建物で複数の事業を整備する場合は、1つの整備計画として採点します。それ以外の場合、例えば個別の建物で複数の事業を整備する場合などは、事業ごとに採点することとします。後ほど、具体例を挙げて、再度、説明させていただきます。(5)についてです。書類審査時点でいったん仮採点を行っていただき、プレゼンテーション審査の結果を踏まえて最終の採点を行っていただくこととします。(6)についてです。採点の基準については、表のとおりです。7ページ、「6 事前協議対象者の選定方法」を御覧ください。委員の皆様で採点いただいた結果を集計してどのように事前協議対象者を選定するのかを記載しております。こちら

前回と同じ考えとなっております。①についてです。選定項目「16 整備計画の推進」以外の各項目について、5割の基準点を設けます。全委員の平均をとって、各選定項目の点数が一つでも基準点未満となった場合、事前協議対象者としません。②についてです。1から16までの合計点112点の6割である、67.2点を基準点とし、全委員の平均が基準点未満となった応募者は、事前協議対象者としません。③についてです。書類審査とプレゼンテーション審査を行い、各委員が応募者を採点し、順位を付けることとします。④については後ほど参考資料を使用して説明させていただきます。⑤についてです。⑤は先ほど説明したとおり、①と②の基準点を設け、それを足切りとさせていただき旨記載しております。⑥についてです。事前協議対象者については、次点者は設けないこととします。それでは、参考資料3を御確認ください。事前協議対象者の選定方法を、具体例を挙げて説明いたします。2ページ、「事前協議対象者の選定方法①」を御覧ください。各委員が、採点し、順位をつけた結果、応募者Cが、1位を最も多く獲得した場合です。この場合は、応募者Cが事前協議対象者となります。3ページ、「事前協議対象者の選定方法②」を御覧ください。各委員が、採点し、順位をつけた結果、応募者Aと応募者Cの1位の獲得数が同数となった場合です。この場合は、各委員が応募者Aと応募者Cにつけた順位を点数化し、合計点の高い応募者Cが事前協議対象者となります。4ページ、「事前協議対象者の選定方法③」を御覧ください。各委員が、採点し、順位をつけた結果、応募者Aと応募者Cの1位の獲得数が同数となり、順位の点数化でも同点となった場合です。この場合は、応募者A又は応募者Cに、1位を付けなかった委員3が、応募者Cを応募者Aよりも高く評価しているので、応募者Cが事前協議対象者となります。参考資料4を御覧ください。パターン1、左側の応募状況の表を御覧ください。A法人は、同一の建物にて、認知症高齢者グループホームと看護小規模多機能型居宅介護を提案しています。B法人は、看護小規模多機能型居宅介護を提案しています。C法人は、別の建物にて、認知症高齢者グループホームと定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提案しています。右側の、採点の考え方の表を御覧ください。A法人は、同一の建物にて、認知症高齢者グループホームと看護小規模多機能型居宅介護を提案しています。この場合は、資料2の採点方法で御説明したとおり、2つで1つの提案として採点します。C法人は、別の建物にて、認知症高齢者グループホームと定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提案しています。この場合は、それぞれ別の提案として採点します。採点等の結果、仮に1位がB法人、2位がA法人、3位がC法人①となった場合は、まず、B法人が、看護小規模多機能型居宅介護を整備する事前協議対象者となります。次に、片方だけを整備する希望があれば、A法人が、認知症高齢者グループホームを整備する事前協議対象者となります。そうでなければ、3位のC法人①が、認知症高齢者グループホームを整備する事前協議対象者となります。以上、選定に係る採点方法、事前協議対象者の選定方法を含めまして、選定基準の事務局案を説明させていただきました。説明は以上です。

○**委員長** 事務局からの説明について、御質問・御意見等がございましたら、お受けしたいと思います。どなたかございませんか。

○**委員** 参考資料4についてです。A法人とB法人が競合し、A法人とC法人が競合することは理解できます。B法人とC法人が競合する理由を説明してください。

○**事務局** 参考資料4のパターン1の場合、A法人は、同一の建物で認知症高齢者グループホームと看護小規模多機能型居宅介護の事業を希望しているため、1つの提案として採点することになります。そのため、A法人を中心に、A法人とB法人、また、A法人とC法人が競合するので、3者の順位を決めないといけなく考えております。

○委員長 「3 選定の基準」の「9 人員確保のための取組」の配点についてです。該当か所の前回の配点を教えてください。

○事務局 「6 衛生管理、感染症予防に向けた取組」が10点。「9 人員確保のための取組」が5点となっております。

○委員長 経営がしっかりとした応募者を選定したいという趣旨ですか。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○委員長 「6 衛生管理、感染症予防に向けた取組」は5点下がったわけですが、「4 医療との連携等」や「5 利用者等の安全確保に向けた取組」にも関連の項目があるのでバランスはとれていると感じます。他にございませんか。ないようですので、「プレゼンテーション審査の実施方法」については、原案どおり、了承してよろしいですか。

(異議なし)

では、次の案件に移ります。

6 案件（3）プレゼンテーション審査の実施方法について（15:01）

○委員長 案件（3）「プレゼンテーション審査の実施方法」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 プレゼンテーション審査の実施方法について説明いたします。資料3を御覧ください。プレゼンテーション審査の内容は、プレゼンテーション及び質疑応答としたいと考えております。また、プレゼンテーションの手法は、対面による方法を念頭においた事務局案となっております。「(1) プレゼンテーション審査の流れ」の「ア プレゼンテーション」を御覧ください。応募者のプレゼンテーションの持ち時間は、事務局が「開始してください。」と告げてから「終了時間です。」と告げるまでの10分間とします。また、プレゼンテーションの内容は事前に提出された書類の内容以外でアピールしたいことを自由に説明していただくこととしております。プレゼンテーションの参加者については、事業に従事する者であり、原則、質疑応答に参加する者（3名以内）としたいと考えております。「イ 質疑応答」を御覧ください。プレゼンテーション終了後、15分程度質疑応答の時間を設けます。委員の皆様には、事前に各応募者に対しての質問を1つ、2つ御用意いただければと存じます。「ウ 採点」を御覧ください。質疑応答終了後、5分程度で、選定基準をもとに採点を行っていただきたいと思いますと考えております。

「(2) 各委員による採点の提出」を御覧ください。プレゼンテーション審査終了後、全ての提案に対する採点表を見直した上で事務局に御提出いただきます。事務局は、採点の集計を行い、集計が終わりましたら、結果を皆様にお知らせいたします。「2 その他」を御覧ください。(1)についてです。集合日時に不在である場合は、辞退したものとみなすこととします。(2)についてです。選考にあたっては、公正を期すため、応募者が特定されないよう、応募者名などを伏せて審査を行うものとします。(3)についてです。プレゼンテーション審査では、応募に係る提出資料以外の資料を使用したプレゼンテーションは認めないこととします。また、応募に係る提出資料を、パワーポイント等を利用して再編し、使用することも認めないものとします。

(4)についてです。提出書類に記載の内容と異なる説明を行うことは認めないものとします。

(5)についてです。プレゼンテーション審査は、現時点では審査の形式を対面によるプレゼンテーション審査と考えておりますが、状況によっては、対面ではなく、オンライン形式で実施することもあり得ますので、実施方法を事務局判断とする旨を記載しております。プレゼンテーション審査の方法についての説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、御質問等がございました

ら、お受けしたいと思います。どなたかございませんか。

○委員 資料3の(1)アの「提出書類以外でアピールしたい点を自由に説明してもらう。」と記載があります。その他のところでは、「提出書類に記載の内容と異なる説明を行うことは認めない。」と記載があり、矛盾を感じます。

○事務局 「提出書類以外でアピールしたい点を自由に説明してもらう。」の趣旨としましては、熱意や応募動機を膨らませて説明いただくといったことです。委員のおっしゃるとおり、矛盾の無いよう、訂正いたします。

○委員 理解しました。ありがとうございます。

○委員長 他にございませんか。

○事務局 事務局案のプレゼンテーション審査の実施方法(案)は、当日、応募者からの説明を受け、その場で応募者に質問をする想定としております。このことについて、御意見があればお願いいたします。

○委員長 前は、動画を視聴する手法だったと記憶しています。今回は、リアルタイムでプレゼンテーションを受ける手法で、どちらかを選択しなければなりません。皆様はいかがでしょうか。

○委員 初めての参加ですので、皆様の御意見をお聞きしたいです。事前に動画を見る場合は、質問内容を事前に準備することができるというメリットがあります。リアルタイムだと、事後に、「こういうことを質問すればよかった。」というような状況になりかねません。リアルタイムで実施する場合は、熱意やとっさの質問にどう答えるか、温度感を感じることができるのがメリットです。両方を経験された委員の御意見を教えてください。

○委員長 いかがですか。

○委員 事前に動画を見ることで、応募者を比較しながら質問を考えることができます。事前に動画を見る方法が良いと思います。

○委員 私は、当該委員会への参画は、今回初めてですので、前回の委員会に参加した委員の意見に従います。

○委員 事前に動画を見ておくと、比較がしやすい。質問も練ることができます。事前に動画を見る方法が良いと思います。

○委員長 私も動画を事前に見る方法が良いと思います。では、「プレゼンテーション審査の実施方法」については、議論のとおり、プレゼンテーションの様子を動画にし、それを事前に見た上で、プレゼンテーション審査日は、質問の時間だけを設けて審査するかたちに、一部修正の上、了承してよろしいですか。

(異議なし)

では、次の案件に移ります。

6 案件(4)吹田市指定地域密着型サービス事業者募集要項について (15:12)

○委員長 案件(4)「吹田市指定地域密着型サービス事業者募集要項」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局からお示しさせていただいております募集要項の案について、資料4を用いまして、主な事項について説明させていただきます。2ページの「1 募集事業の概要」についてです。審議に入る前に説明させていただきました資料1の内容を記載させていただいております。「2 募集スケジュール」については、先ほど御審議いただいたとおりです。3ページを御覧ください。「3 応募資格」及び「4 質疑の受付」については記載のとおりです。4ペー

ジを御覧ください。「5 募集説明会」についてです。(1) 開催形式を御覧ください。開催は、オンライン形式で開催します。(2) 開催日時を御覧ください。8月1日の午後2時から開催を予定しており、その受付期間は(3)のとおり、7月24日から7月29日の正午までとしています。「6 応募に係る提出書類の受付等」についてです。(1) 受付期間を御覧ください。受付期間は、8月19日から9月30日までとしております。5ページの(5)提出部数を御覧ください。受付時は、正本1部及び副本3部を提出するものとしています。なお、副本については、審査時において応募者が特定されないよう、黒塗りをしたものとします。「7 選定方法」についてです。こちらは、先ほど御審議いただいたとおりです。6ページを御覧ください。「8 失格」についてです。(1)から(11)までに記載された事項に該当する場合は失格とする旨を記載しております。7ページを御覧ください。「9 補助金等」についてです。補助金交付までのスケジュールや令和6年度4月1日時点の補助の上限額を参考として記載しております。8ページを御覧ください。「10 事前協議対象者」については記載のとおりです。「11 その他」について、も記載のとおりです。9ページを御覧ください。「12 吹田市指定地域密着型サービス事業所所在地」についてです。こちらの地図にて、吹田市内の6つの整備圏域と、各サービスの開設状況を示しております。10ページを御覧ください。別紙1は選定項目等一覧です。ここで優先的に整備する圏域での加点について記載しております。なお、この募集要項では、選定基準のうち「評価の視点」は記載しておりません。11ページを御覧ください。別紙2は、応募に係る提出書類等の一覧です。また、13ページに、提出書類の作成要領を示しています。募集要項に係る説明は以上です。

○**委員長** 事務局から説明がありましたが、御質問等がございましたら、お受けしたいと思います。どなたかございませんか。

○**委員** 募集要項13ページ「提出書類の作成要領」の「9 追加書類の提出」欄についてです。審査のために必要な追加書類の提出依頼を、事務局に要望すべきタイミングを教えてください。

○**事務局** 提出書類の締切が9月末日となっております。事務局にて、点検したのち、郵送又はお持ちします。委員の皆様のお手元に届くのが、早ければ10月の中旬となります。届いた資料確認後に、事務局に御要望ください。

○**委員** まずは10月中旬に書類が私たちの手元に届き、その後、次回の選定委員会である書類審査までの間に、早めに事務局に追加書類を打診すればよいですか。

○**事務局** そのとおりです。

○**委員長** 他にございませんか。以上で、諮問があった事項について、全て審議いたしました。ではここで、5分程度休憩を取ることにします。

7 答申 (15:30)

○**委員長** それでは再開します。募集要項の審議の際に挙がっていた追加資料については、あらかじめ提出資料として盛り込みますか。

○**委員** 追加を要望するかどうかは、応募してきた事業者によります。事前に、業種等がわかれば、追加を要望するかどうか判断できますので、そのような情報は事前に教えてもらえませんか。

○**事務局** 概要等をお教えすることは可能でございます。

○**委員** 承知しました。

○**委員長** では、募集要項について、審議の結果、原案どおり、了承してよろしいですか。

(異議なし)

それでは、以上のことを踏まえ、市長に次のように答申しようと思います。「令和6年度第1回介護保険施設等選定委員会における審議事項については、委員会での意見を踏まえ、一部修正のうえ、了承する。」なお、細かい文言の修正等を含め、事務局と調整しつつ最終的には委員長に一任いただき、答申書を提出することによろしいですか。

(異議なし)

では、そのようにさせていただきます。なお、答申書の書面の写しについては、後日各委員の皆様へ送付いたします。

8 その他 9 閉会 (15:35)

○委員長 それでは、次第の「8 その他」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 まずは、本日事務局におきまして、停電により、電波が不安定になったことから、開始時間が遅れましたことをお詫び申します。大変失礼いたしました。

続きまして、事務局からは報告と連絡事項がございます。まず、過去に本選定委員会にて御審議いただき選定されました事業者について、御報告させていただきます。令和2年度に認知症高齢者グループホーム及び小規模特別養護老人ホームの事業で選定された社会福祉法人西谷会は、古江台3丁目9-2において、令和5年3月1日に、「憩～北千里～」を開設しました。令和3年度に認知症高齢者グループホーム、小規模特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護の事業で選定された社会福祉法人燦愛会は、幸町25-1において、令和6年3月1日に、「ハピネスさんあいNext」を開設しました。令和4年度に定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業で選定された株式会社チャームケアコーポレーションは、津雲台5丁目13-34において、令和5年10月1日に、「チャームヘルパーステーション千里津雲台定期巡回」を開設しました。また、認知症高齢者グループホーム及び小規模特別養護老人ホームの事業で選定された社会福祉法人豊中ファミリーは、令和7年5月頃の開設に向けて準備を進めているところです。次に、次回以降の日程について、お知らせいたします。11月上旬～中旬に第2回を開催し書類審査、11月下旬に第3回を開催し、プレゼンテーション審査を予定しております。なお、スケジュールにつきましては応募状況等により柔軟に対応したいと考えておりますので、日程が決まり次第、改めてお知らせいたします。事務局からは以上です。

○委員長 事業に応募がなかった場合、今後のスケジュールはどうなりますか。

○事務局 今回、全てに応募がなかった場合、又は一部に応募がなかった場合は、来年度、再度、募集することになります。

○委員長 次回以降の選定委員会ですが、書類審査及びプレゼンテーション審査において、開発スケジュール等の意見や説明を受けたいので、技術部門の市職員の会議への出席を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、事務局は依頼等の手配をお願いします。全体を通して、御質問、御意見等はございませんか。

○委員 プレゼンテーション審査の流れについて、もう一度流れを簡単に説明してください。

○事務局 まず、プレゼンテーションの様子を収めた動画を事前に委員の皆様にご覧いただきます。その後、応募者への質疑応答だけの時間を設けます。

○委員 承知しました。

○委員長 他にありますでしょうか。なければ、これで第1回吹田市介護保険施設等選定委員会

は終了いたします。本日はありがとうございました。